

2008年 2月14日

総務大臣 増田 寛也 殿
 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会
 座長 塩野 宏 殿

日本国家公務員労働組合連合会
 中央執行委員長 福田 昭生



国家公務員退職手当の支給のあり方について申し入れ

政府は、2007年10月30日の閣議において「国家公務員退職手当の支給のあり方等に関する検討会」を発足させ、不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについて、有識者による専門的な検討を行う方針を決定しました。

それを受けて11月28日に第1回の検討会が開催され、2008年1月末までに4回の検討会が開催されてきました。これまでの検討会では、制度に関する概要説明、今後の予定などが確認されるとともに、関係機関のヒアリングが順次行われています。今後は、個別論点について意見交換が行われ、中間とりまとめの議論を経て、パブリックコメントなどをふまえ、5月頃に最終報告を行う予定とされています。

そもそも国家公務員退職手当は、賃金の後払い的な性格を有するとともに、退職後の生活保障的な役割も果たしています。そのため、重要な労働条件であり、本来労使交渉となる事項です。

在職中の不祥事が退職後に発覚した場合の対応として、退職手当の返還が前提との認識にたって検討されていますが、退職手当の目的、性質など制度本来のあり方をふまえて、慎重に議論されなければならない課題です。

したがって、貴検討会において個別的な論点を検討するにあたり、下記の観点に留意し、拙速な結論を出すことのないよう申し入れるものです。

なお、具体的な論点等に関わって、当事者たる労働者の代表である国公労連の意見を聴取するよう加えて申し入れます。

記

1. 退職手当が重要な勤務条件であることに最大限配慮し、国公労連の意見を聴取するなど慎重に検討を行うこと。
2. 不支給などの措置をとるに際し、明確で公正な基準を設定するとともに、当該者に対し抗弁の機会を与え、法に基づく公平で公正な制度として使用者が一方的に決定できるものとしないうこと。

以上

